



身体拘束等の適正化のための指針



社会福祉法人 大形福祉会

特別養護老人ホーム逢谷内

本指針は令和2年3月1日より施行する。

1.身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

身体的拘束に該当する具体的な行為

<参考>介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、
その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、

本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もありますが、その場合も入居者
者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる
ような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討
する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用
者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた入居者に係る状況の確認を含みます。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

管理者、主任、現場責任者（介護主任・ユニットリーダー）、従業者、看護師
委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができるととする。

(3) 委員会の検討項目

①前回の振り返り
②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
③(身体的拘束を行っている入居者がいる場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者的心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④(身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合) 3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合) 今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

⑦今後の予定(研修・次回委員会)

⑧今回の議論のまとめ・共有

3 身体的拘束等適正化のための研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

① 年間研修計画に基づく定期的な外部・動画研修（年2回以上開催）の実施。

②新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。

② その他必要な教育・研修の実施。

③ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認・切迫性(入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認 入居者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。・拘束が必要となる理由(個別の状況)・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))・拘束の時間帯及び時間・特記すべき心身の状況・拘束開始及び解除の予定※参考様式①「身体拘束・行動制限に関する説明書」

※身体的拘束等に関する報告 緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場

合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)

を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※参考様式②「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」

身体拘束・行動制限に関する説明書（参考様式①）

_____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由						
方法（場所、内容、部位）						
時間帯及び時間						
特記すべき心身の状況						
開始及び解除の予定	年 開始	月 開始	日 開始	時 開始	分から	
	年 解除	月 解除	日 解除	時 解除	分まで	

上記のとおり実施します。

（法人名）（事業所名）

管理者 ● ● ● ●

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年　月　日

氏名 _____

ご本人との続柄 _____

（参考）身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・職員自身が利用者を押させて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（参考様式②）

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年　月　日	解除日		年　月　日	

検討参加者			
記録者		次回検討予定	月　日頃

切迫性があるか	はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどの様な危険が考えられるか		
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
拘束等の種類 4点柵　　つなぎ　　ミトン　　車椅子後ろブレーキ　　車椅子+テーブル その他（　　）	※具体的に	
拘束等の時間帯 臥床時　　24時間　　経管注入時　　車椅子座位時 その他（　　）	※具体的に	